

職員の懲戒処分について

東京都下水道局長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 非行事故（傷害）及び欠勤事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	24	男性	停職10日

(2) 事故の概要

事故者は、令和7年6月22日、自宅で口論の末、父親の顔面を複数回殴打し、傷害を負わせた。

また、事故者は令和7年7月1日から同年7月8日までの間に、私事欠勤6日を行った。

2 発令年月日

令和8年3月27日

問合せ先
下水道局職員部人事課
電話 03-5000-6674